

【論文】

アイスランド捕鯨

——歴史、現況および課題——

浜 口 尚

はじめに

アイスランドは、日本、ノルウェーと並ぶ捕鯨国である。また今日の日本では、アイスランド産ナガスクジラ肉が、スーパーマーケット等の店頭で販売されていることも珍しくない。『国際捕鯨取締条約』(International Convention for the Regulation of Whaling)の規定により、商業捕鯨は一時停止されているが、アイスランドには適用されていない。なぜ、アイスランドには適用されていないのか。アイスランド産鯨産物が身近になった割には、同国捕鯨の実態については、知られていないことも多い。捕鯨文化、捕鯨問題の比較研究に従事する筆者にとって、アイスランド捕鯨は取り組むべきテーマの一つとなっている。以下、本稿においては、次の手順でアイスランド捕鯨について考察を進めていく。

まず、第1章においては、文献資料に基づいてアイスランド捕鯨の歴史について整理する。次に、第2章では、アイスランド捕鯨の歴史的事実を踏まえたうえで、現地調査に基づいて、アイスランド捕鯨の現況を報告する。最後に、第3章においては、アイスランド捕鯨の歴史的事実と現況を把握したうえで、アイスランド捕鯨の問題点、課題について検討する。アイスランド捕鯨の歴史、現況および課題を総合的に考察することにより、同国捕鯨の実態の理解に近づくはずである。

1. アイスランド捕鯨の歴史

1.1. 大型鯨類捕鯨

アイスランドにおいては、1865年以降、アメリカ人、デンマーク人、オランダ人、ノルウェー人によって鯨体処理施設が設置され、鯨油搾油目的の捕鯨が間断的に実施されてきた (Tønnessen and Johnsen 1982: 19, 20-21, 75-76)。多くの研究者は、1883年、ノルウェー人によってアイスランド西岸に鯨体処理施設が設置されることによって、アイスランドにおける近代型商業捕鯨は確立されたとしている (Jónsson 1965: 245; Tønnessen and Johnsen 1982: 75; Sigurjónsson 1988: 327)。同鯨体処理施設では、開設初年の1883年は、僅かに8頭陸揚げされただけであっ

たが、翌年は25頭陸揚げ、1888年には28頭陸揚げ、鯨油生産4000バレルとなっている (Tønnessen and Johnsen 1982: 76)。1889年までは、この鯨体処理施設が、アイスランドにおいて唯一操業していた施設であった (Jónsson 1965: 245)。しかしながら、翌年以降、ノルウェー近海における鯨類資源減少のため、ノルウェー北岸から多くの鯨体処理施設がアイスランドに移設された (Jónsson 1965: 245)。

1889年から1915年にかけて、アイスランドでは、推計でナガスクジラ8100頭、シロナガスクジラ5800頭、ザトウクジラ2800頭、この3種だけで計1万6700頭が捕殺され、これに加えて若干のマッコウクジラとイワシクジラも捕殺されている (Sigurjónsson 1988: 327)。平均すれば、年間620頭弱の捕殺数となる。その結果、1910年頃までに過剰捕殺の兆候が明らかになり、アイスランド国会は、1915年漁期終了と共に捕鯨活動の禁止を宣言した (Sigurjónsson 1988: 327; 1997: 22)。

20年間の捕鯨休止の後、1935年にアイスランド人がアイスランド西岸に鯨体処理施設を設置し、2隻の捕鯨船を用いて捕鯨を再開したが、第2次世界大戦のため、1939年に操業を中止した (Brydon 1991: 300)。この5年間の操業期間中に、ナガスクジラ375頭、シロナガスクジラ30頭ほか計469頭の鯨類が捕殺されている (Sigurjónsson 1988: 327)。

第2次世界大戦後の1947年にHvalur社¹⁾が設立され、同社は首都レイキャヴィクの北東部 (自動車で1時間強の距離)、Hvalfjörður²⁾最奥部にあったアメリカ海軍基地跡を購入、鯨体処理施設に転換し (写真1)、翌1948年より操業を開始した。このHvalur社の捕鯨事業への新規参入により、アイスランドの大型鯨類捕鯨は再開された。本社と冷凍施設が、レイキャヴィクの西部 (自動車で30分程度の距離) に位置する漁港Hafnafjörðurに置かれ、同漁港から鯨産物が輸出されている。操業当初は4隻の捕鯨船を用いて、ナガスクジラ、シロナガスクジラ、ザトウクジラ、マッコウクジラ、イワシクジラを捕殺していた (Brydon 1991: 300-301)。

アイスランドの大型鯨類捕鯨に関しては、国際捕鯨委員会での議論の結果、ザトウクジラについては1955年から捕殺が禁止され (IWC 1955: 5)、シロナガスクジラについても1960年から捕殺が禁止され (IWC 1960: 18)、マッコウクジラについては1977年から捕殺枠685頭が設定され (IWC 1977b: 25)、1983年に捕殺枠がゼロとなっている (IWC 1982b: 25)。また、ナガスクジラについては1976年から捕殺枠275頭が設定され (IWC 1977a: 14)、イワシクジラについても1977年から捕殺枠132頭が設定されたが (IWC 1977b: 25)、商業捕鯨一時停止の施行に伴い、両



写真1 Hvalur社の鯨体処理施設 (2016年)

クジラ共、1986年に捕殺枠がゼロとなっている（IWC 1986b: 28）。

マッコウクジラの捕殺枠がゼロとなる以前、Hvalur社は捕鯨船、鯨体処理施設、冷凍施設において約250人を雇用していたが、マッコウクジラが保護された1983年に捕鯨船1隻を減船、商業捕鯨一時停止が施行された1986年に、もう1隻減船している（Brydon 1991: 302-303）。商業捕鯨一時停止後、引き続き4年間実施された特別許可による科学研究目的の鯨類捕獲調査の最終年にあたる1989年、Hvalur社は捕鯨船2隻を稼働させ、各捕鯨船には15人ずつが乗り組み、約150人を雇用していた（Brydon 1991: 303）。

1948年以降、アイスランドにおいて大型鯨類を捕殺してきたのはHvalur社だけであり、1985年までに、商業捕鯨としてナガスクジラ8887頭、イワシクジラ2574頭、マッコウクジラ2886頭、シロナガスクジラ163頭、ザトウクジラ6頭、計1万4516頭の大型鯨類を捕殺している（Sigurjónsson 1988: 327 Table 1）（表1）。

表1 アイスランド捕鯨統計—1948–2015年³⁾—

年	ナガスクジラ	イワシクジラ	マッコウクジラ	シロナガスクジラ	ザトウクジラ	ミンククジラ	捕鯨形態
1948	195	5	15	24	0		商業捕鯨
1949	249	12	28	33	2		商業捕鯨
1950	226	0	11	28	0		商業捕鯨
1951	312	2	13	11	1		商業捕鯨
1952	224	25	2	14	0		商業捕鯨
1953	207	70	48	5	2		商業捕鯨
1954	177	93	54	9	1		商業捕鯨
1955	236	134	20	10	(*a)		商業捕鯨
1956	265	72	95	8			商業捕鯨
1957	348	78	81	10			商業捕鯨
1958	289	91	123	5			商業捕鯨
1959	178	67	120	6			商業捕鯨
1960	160	42	177	(*b)			商業捕鯨
1961	142	58	150				商業捕鯨
1962	303	44	136				商業捕鯨
1963	283	20	136				商業捕鯨
1964	217	89	138				商業捕鯨
1965	288	74	70				商業捕鯨
1966	310	41	86				商業捕鯨
1967	239	48	119				商業捕鯨
1968	202	3	75				商業捕鯨
1969	251	69	103				商業捕鯨
1970	272	44	61				商業捕鯨
1971	208	240	106				商業捕鯨
1972	238	132	76				商業捕鯨
1973	267	138	47			(*c)	商業捕鯨
1974	285	9	71			91	商業捕鯨
1975	245	138	37			181	商業捕鯨
1976	275	3	111			197	商業捕鯨
1977	144	131	110			194	商業捕鯨

1978	236	14	140			198	商業捕鯨
1979	260	84	96			199	商業捕鯨
1980	236	100	101			201	商業捕鯨
1981	254	100	43			201	商業捕鯨
1982	194	71	87			212	商業捕鯨
1983	144	100	(*d)			204	商業捕鯨
1984	167	95				178	商業捕鯨
1985	161	38				145	商業捕鯨
1986	76	40				0	特別許可
1987	80	20				0	特別許可
1988	68	10				0	特別許可
1989	68	0				0	特別許可
1990							
1991							
1992							
1993							
1994							
1995							
1996							
1997							
1998							
1999							
2000							
2001							
2002							
2003						37	特別許可
2004						25	特別許可
2005						39	特別許可
2006	7					61	商業捕鯨/特別許可
2007	0					45	商業捕鯨/特別許可
2008	0					38	商業捕鯨
2009	125					81	商業捕鯨
2010	148					60	商業捕鯨
2011	0					58	商業捕鯨
2012	0					52	商業捕鯨
2013	134					35	商業捕鯨
2014	137					24	商業捕鯨
2015	155					29	商業捕鯨
(計)	9,885	2,644	2,886	163	6	2,785	(総計) 18,369

(*a) ザトウクジラについては、1955年以降、捕殺禁止。

(*b) シロナガスクジラについては、1960年以降、捕殺禁止。

(*c) ミンククジラについては、1973年以前の公式統計記録なし。

(*d) マッコウクジラについては、1983年以降、捕殺枠ゼロ。

1.2. ミンククジラ捕鯨

アイスランドにおけるミンククジラ捕鯨は、アイスランド人漁師が、アイスランド北岸にたびたびやってきていたノルウェー人アザラシ漁師から捕鯨砲を購入することにより、1914年に始められたとされている (Sigurjónsson 1982: 287)。1973年まで、ミンククジラの捕殺数にかかる

公式統計記録はないが、1914年から1980年までの間に、少なくとも3362頭のミンククジラが捕殺されている（Sigurjónsson 1982: 291）。平均すれば、年間50頭程度である。これらのミンククジラからの産物が北部沿岸地域を中心に食利用されてきた。赤肉のみならず、胸ビレ、尾ビレ、舌、脂皮、畝須が生あるいは塩漬けにされ、食されてきた（Sigurjónsson 1982: 288）。

1975年以降、漁業省がミンククジラ捕鯨に従事する漁船に許可証を発給するようになり（Sigurjónsson 1982: 289）、また1977年漁期からは、国際捕鯨委員会が東グリーンランド資源ミンククジラに捕殺枠320頭を設定している（IWC 1977b: 25）。この320頭のうち、ノルウェーとの2国間協議により、アイスランドには200頭が割り当てられている（Sigurjónsson 1982: 289）。さらに、漁業省は1979年と1980年には、漁期開始を5月20日以降に制限し、1981年には漁船別の個別捕殺割当を導入している（Sigurjónsson 1982: 289）。

1986年に商業捕鯨一時停止が施行されるまで、ミンククジラ捕鯨は、普通の漁船に捕鯨砲を装備して実施するタラ漁業と結びついた家内事業の一部であった（Brydon 1991: 301, 306）。総重量19–30tの9隻程度の漁船が捕鯨に従事し、収入のうち一部は漁業から得ていたが、60–70%は捕鯨からであった（Einarsson 1993: 80）。アイスランドでは、1984年にタラほか5魚種に「譲渡可能個別漁獲割当」（Individual Transferable Quota: ITQ）制度が導入され、10t超の漁船に将来の固定した漁獲割合が付与された（Pálsson and Helgason 1995: 119）。各漁船の漁獲割合は、鯨類を除く以前の漁獲量に基づいて決定されたので（Einarsson 1993: 80）、商業捕鯨一時停止以降、ミンククジラ捕鯨を兼業していた漁業者（漁船）には、厳しい結果となったと考えられる。

1.3. 商業捕鯨一時停止と鯨類捕獲調査

1982年7月に開催された第34回国際捕鯨委員会年次会議において、商業捕鯨一時停止を求める『国際捕鯨取締条約』附表第10項の修正案が可決され、同項に（e）が追加された（IWC 1983b: 21, 40）。新たに追加された附表第10項（e）を以下に掲げておく。

『国際捕鯨取締条約』附表第10項（e）

附表第10項の他の規定にもかかわらず、沿岸捕鯨にかかる1986年漁期およびそれ以降の漁期、母船式捕鯨にかかる1985/86年漁期およびそれ以降の漁期については、全ての鯨類資源の商業目的の捕殺枠はゼロとする。本規定は、最良の科学的助言に基づいて再検討されるものとする。国際捕鯨委員会は、遅くとも1990年までに、本決定の鯨類資源に与える影響について包括的評価を実施し、本規定の修正および捕殺枠の設定について検討するものとする（IWC 1983b: 40）。

本附表修正の結果、アイスランドにおいても、異議申し立てをしない限り⁴⁾、1986年漁期以降、商業捕鯨は不可能となった。1983年2月、アイスランド国会は、商業捕鯨一時停止の受け入れを、賛成29票、反対28票の1票差で可決、同時に鯨類捕獲調査を進めるべきであるとする

決議案も採択した (Ívarsson 1994: 18-19)。この商業捕鯨一時停止の受け入れの背景には、当時アイスランドの最大の水産物輸出先であったアメリカによる経済制裁への恐れがあったとされている (Ívarsson 1994: 17)。

海洋調査研究所 (Marine Research Institute: MRI) は、1985 年春に、1986 年から 1989 年までの 4 年間、毎年ナガスクジラ 80 頭、イワシクジラ 40 頭、ミンククジラ 80 頭を捕殺する鯨類捕獲調査計画を策定したが (Ívarsson 1994: 19-20)、アメリカによる経済制裁を回避するために、実施に際しては、同国と協議を繰り返した。

アメリカとの協議は、1986 年は、ミンククジラを捕殺しないことと鯨産物の輸出量を半分以下 (49%) とすることで決着し (Ívarsson 1994: 32-33)、1987 年は、イワシクジラの捕殺数を半減すること (40 頭を 20 頭に半減) とミンククジラを引き続き捕殺しないことで決着 (Ívarsson 1994: 53)、1988 年は、ナガスクジラ 68 頭とイワシクジラ 10 頭の捕殺で決着した (Ívarsson 1994: 78-79)。鯨類捕獲調査最終年の 1989 年は、ナガスクジラ 68 頭だけの捕殺に終わった (Ívarsson 1994: 125)。結局、科学研究目的の鯨類捕獲調査は、アメリカによる経済制裁を回避するために、捕殺数の漸減を繰り返すことで終えたのであった。所期の科学研究目的を達成しえたのか否かは不明である。

なお、本件鯨類捕獲調査の実施に際して、アイスランド政府は、商業捕鯨一時停止以前に大型鯨類の商業捕鯨に従事していた唯一の会社、Hvalur 社と次のような合意に達していた。①捕獲調査による全ての収益は、捕獲調査に資金を提供する基金に納入する、②捕獲物にかかる収益の有無にかかわらず、Hvalur 社は、全期間を通して捕獲調査に 80 万米ドル相当額を寄付する (Ívarsson 1994: 21)。Hvalur 社にとって、捕鯨船や鯨体処理施設を稼動し続けられる利点はあるが、財務上は大きな持ち出しである。アイスランド政府と Hvalur 社の特別な関係を物語る合意であったことは確かである。

1.4. 商業捕鯨再開への長い道程

前節 (1.3.) で取り上げた『国際捕鯨取締条約』附表第 10 項 (e) についてのアイスランドの見解は、次のとおりであった。①商業捕鯨一時停止は、1986-1990 年に適用されるものであり、同期間終了時に個別資源の資源評価が利用できるになれば、一時停止は見直される。②当該期間終了時に何もなされなかったならば、一時停止は中止されなければならない (Ívarsson 1994: 140-141)。

このようなアイスランドの見解にもかかわらず、国際捕鯨委員会は 1990 年までに鯨類資源の包括的評価を実施しなかったため、アイスランドは、1991 年 5 月に同国の首都レイキャヴィクで開催された第 43 回国際捕鯨委員会年次会議において、ミンククジラ 158 頭の捕殺枠要求案の提出をめざした (IWC 1992: 24)。しかしながら、議長は、附表第 10 項 (e) が効力を有している限り、アイスランドのミンククジラ捕殺枠要求案は取り扱うことができないと裁定した (IWC 1992: 26)。本議長裁定に対して、アイスランドはノルウェーの支持を得て、異議を申し立てた

が、投票の結果、議長裁定支持国 15 か国、不支持国 7 か国、棄権 6 か国となり、アイスランドのミンククジラ捕殺枠要求案は取り扱われないこととなった (IWC 1992: 26)。

本件附表第 10 項 (e) の取り扱いをめぐる一連の議論を踏まえたうえで、アイスランドは 1991 年 12 月 27 日、『国際捕鯨取締条約』からの脱退を決定し、同国の脱退は翌 1992 年 6 月 30 日に発効することとなった (Ívarsson 1994: 159-160)。その一方、アイスランドは、ノルウェー、デンマーク領グリーンランド、デンマーク領フェロー諸島と共に海産哺乳動物の地域管理をめざして、北大西洋海産哺乳動物委員会 (North Atlantic Marine Mammal Commission: NAMMCO) の結成に動き、1992 年 4 月 7 日、2 か国と 2 自治領は NAMMCO の設立に合意、同年 7 月に正式に発足することとなった (Ívarsson 1994: 161, 171)。

『国際捕鯨取締条約』から脱退したからといって自由に商業捕鯨を再開できるわけではない。『海洋法に関する国際連合条約』(United Nations Convention on the Law of Sea) 第 65 条に「…いずれの国も、海産哺乳動物の保存のためには協力するものとし、特に、鯨類については、その保存、管理および研究のために適切な国際機関を通して活動する」⁵⁾との規定があり、『国際捕鯨取締条約』の施行管理機関である国際捕鯨委員会に代わる国際機関の管理の下で商業捕鯨を実施する必要があるからである。

『海洋法に関する国際連合条約』の締約国であるアイスランドは、NAMMCO に参加することにより、『海洋法に関する国際連合条約』第 65 条の規定に則ることをめざしたが (Ívarsson 1994: 162, 211)、『国際捕鯨取締条約』附表第 10 項 (e) に異議を申し立てて商業捕鯨を実施しているノルウェー、同条約附表第 13 項 (b) (3) の規定により先住民生存捕鯨⁶⁾を実施しているグリーンランド、同条約の対象外であるヒレナガゴンドウの追い込み漁を実施しているフェロー諸島とアイスランドでは、NAMMCO への関わり方に温度差があり、アイスランドの思惑どおりにことは進まなかった。

そのため、1989 年に特別許可 (科学研究目的の鯨類捕獲調査) によりナガスクジラ 68 頭を捕殺して以降 (IWC 1991: 1 Table 1) (表 1)、10 年以上捕鯨から遠ざかっていたアイスランドは、再度、『国際捕鯨取締条約』の下での捕鯨再開を考えるようになる。

アイスランドは、2001 年 6 月 8 日付けで『国際捕鯨取締条約』附表第 10 項 (e) に留保を付して、同条約への再加入文書を提出した (IWC 2002: 5)。2001 年 7 月に開催された第 53 回国際捕鯨委員会年次会議において、アイスランドは、1992 年に『国際捕鯨取締条約』から脱退した理由および今回、再加入を決断した理由を次のように説明した。国際捕鯨委員会は、もはや条約に基づいて活動しておらず、捕鯨委員会ではなく、非捕鯨委員会になってしまったからである (IWC 2002: 5)。しかしながら、国際捕鯨委員会内において、鯨類の持続的利用への支持が増加している兆候があるので、行なわれている議論に影響力を行使するために再加入を決断した (IWC 2002: 5)。また同国は、留保を伴う条約への加入は国際法で認められている権利の行使であり、このことを拒否する法的根拠はないと考えているとした (IWC 2002: 5)。

これに対して、オーストラリアはアメリカと共にアイスランドの留保に関して、次のような動

議を提出した。「国際捕鯨委員会は、2001年6月8日付けのアイスランドの条約加入文書において述べられている附表第10項(e)にかかるアイスランドの留保(すなわち、アイスランドは附表第10項(e)に拘束されない)を受諾しない」(IWC 2002: 6)。オーストラリアは、もしある国が国際捕鯨委員会の職務の重要項目を受け入れずに、国際捕鯨委員会に加盟できるならば、国際捕鯨委員会は効果的に職務を履行できないであろうと信じているとした(IWC 2002: 6)。

一方、日本は『条約法に関するウィーン条約』(Vienna Convention on the Law and Treaties)第19条、第23条⁷⁾に言及し、アイスランドの留保は『国際捕鯨取締条約』の目的と趣旨に完全に両立すると信じているとし、またオーストラリアとアメリカが提出した動議には根拠がなく、国際捕鯨委員会はアイスランドの留保の資格について決定する権限はないと信じているとした(IWC 2002: 6)。

本件について、オランダほか11か国がオーストラリアとアメリカの動議を支持し、アンティグア・バーブーダほか7か国が動議に反対した(IWC 2002: 6-7)。

このような議論を踏まえたうえで、国際捕鯨委員会議長は、国際捕鯨委員会の権限について明確な見解はないと判断し、本件について「国際捕鯨委員会は、アイスランドの留保について法的資格を決定する権限を有する」と裁定、本裁定は投票に付され、賛成19か国、反対18か国、棄権1か国で採択された(IWC 2002: 7)。この採択の後、オーストラリアとアメリカの動議が投票に付され、賛成19か国、棄権3か国、投票不参加16か国で採択された(IWC 2002: 8)。この結果、アイスランドが求めた附表第10項(e)に留保を付しての『国際捕鯨取締条約』への再加入は、認められないこととなったのである。僅か1票の差が、明暗を分けたのであった。

翌年もアイスランドは、2002年5月14日付けで『国際捕鯨取締条約』附表第10項(e)に留保を付して、同条約への再加入文書を提出した(IWC 2003: 5)。2002年5月に開催された第54回国際捕鯨委員会年次会議において、議長は、アイスランドの新加入文書は昨年と同じ留保を含んでいるので、アイスランドの立場は昨年の決定が適用されると信じているとし、国際捕鯨委員会によって別の決定がなされるまでは、議長は昨年の決定に従う義務を負っているとした(IWC 2003: 5)。

本件議長裁定に対して、アンティグア・バーブーダが異議を申し立て、同異議申し立てが投票に付され、賛成20か国、反対25か国で議長裁定が支持されることとなった(IWC 2003: 7)。この結果、今回もアイスランドが求めた附表第10項(e)に留保を付しての『国際捕鯨取締条約』への再加入は、認められないこととなったのである。

第54回国際捕鯨委員会年次会議から5か月後の10月14日に、第5回国際捕鯨委員会特別会合が開催された。この特別会合の主たる目的は、年次会議において否決されたアメリカ、アラスカ州に居住する先住民イヌピアットによる先住民生存捕鯨としてのホッキョククジラ捕鯨の捕殺枠について再議論することであった⁸⁾。

この特別会合を活かすべく、アイスランドは10月10日付けで附表第10項(e)に留保を付した3度目の『国際捕鯨取締条約』への再加入文書を提出した(IWC 2004: 139)。但し、今回は前

2 回の経緯を踏まえて、詳細な注釈も付記した。少し長くなるが、それを引用しておく。

アイスランドは、『国際捕鯨取締条約』附表第 10 項 (e) に留保を付して、同条約と議定書に加入する。…この事実にもかかわらず、アイスランド政府は 2006 年より前のアイスランド船による商業目的の捕鯨を許可しないであろう。またその後も、国際捕鯨委員会内において改定管理制度についての交渉が進展している限り、そのような捕鯨を許可しないであろう。しかしながら、改訂管理制度が完成した後、適当な期間内に附表第 10 項 (e) に含まれている商業目的の捕鯨のいわゆる一時停止が解除されない場合には、このことは適用されない。商業目的の捕鯨は、いかなる場合にも健全な科学的根拠と効果的な管理執行制度なしには許可されないであろう (IWC 2004: 139)。

国際捕鯨委員会議長は、アイスランドの新条約加入文書を受諾するか否かを決定する必要があると考え、本件について議論がなされた。諸々の議論を踏まえたうえで、議長は、第 53 回および第 54 回国際捕鯨委員会年次会議の決定事項が支持されるべきであると裁定した (IWC 2004: 141)。

本件議長裁定に対して、アンティグア・バーブーダが異議を申し立て、同異議申し立てが投票に付され、賛成 19 개국、反対 18 개국で議長裁定が無効となった (IWC 2004: 142)。この結果、国際捕鯨委員会は、アイスランドによる附表第 10 項 (e) に留保を付した『国際捕鯨取締条約』への再加入を受諾したことになったのである (IWC 2004: 142)。まさに 3 度目の正直であった。今回は 1 票差で、アイスランドの商業捕鯨再開への執念が実を結んだのであった。

2002 年 10 月に附表第 10 項 (e) に留保を付して『国際捕鯨取締条約』への再加入を果たしたアイスランドは、翌 2003 年に特別許可 (科学研究目的の鯨類捕獲調査) によりミンククジラ 37 頭を捕殺し (IWC 2005: 111)、2006 年には商業捕鯨を再開、同年に商業捕鯨としてナガスクジラ 7 頭、ミンククジラ 1 頭、特別許可によりミンククジラ 60 頭を捕殺している (IWC 2008: 111) (表 1)。

2. アイスランド捕鯨の現況—2015 年、2016 年の事例を中心に⁹⁾—

本章においては、アイスランド捕鯨の現況を取り上げる。アイスランドにおいては、2015 年にナガスクジラとミンククジラの商業捕鯨が、2016 年にはミンククジラの商業捕鯨が実施されている。一方、2016 年のナガスクジラ捕鯨については、後述する理由により一時停止されている。

2.1. 鯨類資源量と資源管理

アイスランドにおける鯨類資源管理の手順は以下のとおりである。国際捕鯨委員会科学委員会

と NAMMCO 科学委員会の資源評価に基づき、MRI が最大捕殺数を勧告し、アイスランド政府（漁業大臣）が総捕殺許可数（TAC）を決定する（MRI 2012; 2013; 2014）。

北大西洋ナガスクジラの資源管理は、7 海域資源ごとに実施され、このうちのひとつである東グリーンランド=アイスランド資源が（MRI 2012: 92）、アイスランドの捕殺対象となっている。同資源の推計生息数は、1987-89 年調査によれば 1 万 6000 頭、2001 年調査では 2 万 3700 頭、2007 年調査においては 2 万 600 頭となっている（MRI 2012: 92-93）。

2010 年、NAMMCO 科学委員会は、これらの調査結果に基づき資源評価を実施し、アイスランドから東グリーンランドまでの伝統的な捕鯨海域におけるナガスクジラの持続的な捕殺数を 154 頭とし、この結果に基づいて、MRI は 2013 年と 2014 年の年間最大捕殺数（捕殺枠）を 154 頭として勧告している（MRI 2012: 93）。MRI の勧告を受けたアイスランド政府は、2013 年 12 月、年間捕殺数 154 頭、前年未使用分捕殺枠の 20% を次年に繰り越し可能とする 2014 年から 2018 年までの 5 年間の TAC を規定した管理計画を採択している（MRI 2014: 92, 94; AWI, EIA and WDC 2014: 4）。

次にミンククジラを取り上げる。北大西洋の夏季には、少なくとも 3 ミンククジラ集団があり、このうちのひとつである東グリーンランド=アイスランド=ヤンマイエン島集団（中央北大西洋集団）が（MRI 2012: 91）、アイスランドの捕殺対象となっている。同集団のアイスランド大陸棚海域における推計生息数は、2001 年調査によれば 4 万 3600 頭、2007 年調査では 2 万 800 頭、2009 年調査においては 9600 頭となっている（MRI 2012: 91）。この数値の変化について、NAMMCO 科学委員会は 2008-2010 年の年次会議において議論し、ミンククジラの生息数の劇的な減少というよりは、餌となる食料の利用可能性に基づく一時的な分布状況の変化を反映しているということが、もっともありうるであろうと結論づけている（MRI 2012: 91）¹⁰⁾。

2011 年、NAMMCO 科学委員会は、2007 年、2009 年の調査に基づいて資源再評価を実施し、アイスランド大陸棚海域におけるミンククジラの持続的な捕殺数を 229 頭、ヤンマイエン島周辺海域での持続的な捕殺数を 121 頭とし、この結果に基づいて、MRI は 2013 年と 2014 年の年間最大捕殺数（捕殺枠）について、アイスランド大陸棚海域では 229 頭、ヤンマイエン島周辺海域においては 121 頭として勧告している（MRI 2012: 92）。MRI の勧告を受けたアイスランド政府は、2013 年 12 月、アイスランド大陸棚海域では年間捕殺数 229 頭、前年未使用分捕殺枠の 20% を次年に繰り越し可能とし、ヤンマイエン島周辺海域では年間捕殺数 121 頭とする 2014 年から 2018 年までの 5 年間の TAC を規定した管理計画を採択している（MRI 2014: 92, 94; AWI, EIA and WDC 2014: 4）。

2.2. ナガスクジラ捕鯨

アイスランドにおいては、2015 年に Hvalur 社がナガスクジラ 155 頭を捕殺している¹¹⁾。2016 年現在、Hvalur 社は稼動可能な 2 隻の捕鯨船 *Hvalur 8* と *Hvalur 9* を所有している（写真 2）。数字どおりに同社の 8 番目と 9 番目の捕鯨船である。*Hvalur 8* は、全長 48.16 m、総トン数 460.95 t、

1948年建造で、1962年以降、同社が使用している¹²⁾。Hvalur 9は、全長51.15m、総トン数573.4t、1952年建造で、1966年以降、同社が使用している¹³⁾。両船ともノルウェーから購入されたものであり（Brydon 1991: 303）、同国Kongsberg社製の口径90mmの捕鯨砲を装備し、ペンスリット爆発銃を使用している。

各捕鯨船には、13人が乗り組む。船長兼砲手1人、航海士2人、甲板員4人、機関員3人、ボイラー技師2人、司厨員1人、である。操業時には、船長1人、航海士1人、甲板員1

人の3人が探鯨する。船長と航海士は船橋内から、甲板員はマスト上の見張り所（crow's nest）から探鯨する。寒風に晒される甲板員は1時間交替である。乗組員は全員が操業期間中の季節雇用であり、基本給に加えて出来高（捕殺数）に応じてボーナスが支給される。

操業期間は、6月第1週あるいは中旬から9月末までである。操業海域は、Hvalfjörðurの鯨体処理施設から大体160～220カイリ（292.32～407.44km）内で、2日から2日半の操業である。1回の出漁で、最大限2頭まで捕殺する。早い機会に2頭捕殺すれば、その時点で帰港する。洋上では解体を行わず、捕殺時に血管内と内臓内に冷却した海水を注入し、鯨体を冷却、鯨体処理施設に搬入し、そこで解体を行う。

Hvalfjörðurの鯨体処理施設は、「日新丸スタイル」（社長談）を採用している。上部施設で大まかに解体し、下部施設に落とし、そこで小さく裁断、最終的に15kg入りのアルミケースに入れ、整形する。その後、ダンボール箱に入れ、冷凍保存し、輸出する。

鯨体処理施設は24時間操業、作業員は2グループに分かれ、8時間交替で解体作業ほかに従事する。鯨体処理施設に隣接する作業員宿舎もアメリカ軍の蒲鉾型兵舎を改装したものであり、地熱発電電気を使用し、年中、給湯および暖房が可能となっている。解体作業員も操業期間中の季節雇用であり、学生アルバイトも多い。

2015年漁期（6月～9月）に、約150人（捕鯨船2隻の乗組員と鯨体処理施設の従業員）が雇用されていたが、その大部分は季節雇用であり、通年雇用は施設の維持管理業務にあたる10人程度である。

2016年漁期は、輸出用鯨産物に残留しているPCBや水銀の本邦輸入時の検査実施をめぐってHvalur社と日本政府との間で見解の相違があり、同社は操業を一時停止した。本件について、Hvalur社の見解は次のとおりである。

日本におけるアイスランド産鯨産物への終わりなき輸入障壁が、Hvalur社の事業を不可能にした。日本は世界のどの国でも用いられていない40年前の分析手法に固執している。も



写真2 ナガスクジラ捕鯨船 Hvalur 8 と Hvalur 9 (2016年)

し日本がアイスランドで用いられているような現代的な検査方法を用いないのであるならば、Hvalur 社はもはや日本向けの捕鯨を実施できないであろう¹⁴⁾。

一方、一連の事象について、水産庁関係者に照会したところ、次のような回答があった¹⁵⁾。

鯨産物の輸出入に際しては、輸出入国双方で、CITES¹⁶⁾輸入手続き、DNA 分析、PCB 検査、水銀検査、農薬検査が必要である。アイスランドは、DNA 分析、PCB 検査、水銀検査は輸出国側で実施済みであり、輸入国での実施は二度手間となり、不要と考えている。日本政府（厚生労働省）としては、食品安全性の確保の観点から輸入される鯨産物の PCB 検査および水銀検査は必須との立場をとっている。但し、これらについては、日本の分析方法と同等性が確認済みのアイスランド国内の指定検査機関において分析が行われた場合、当該機関が発行する証明書をもって検査済みとし、輸入時の検査を免除している。

規制緩和と安全性の確保をめぐる双方に見解の相違があり、2016 年はナガスクジラに安息がもたらされた。食品としての安全性を確保しながら、どこで折り合いをつけるのか（あるいは、つけられないのか）、なかなか難しい問題である。

2.3. ミンククジラ捕鯨

アイスランドでは 2015 年、1 社が 1 隻の捕鯨船を用いて、ミンククジラ 29 頭を捕殺している。2016 年には、もう 1 社がミンククジラ捕鯨に新規参入し、2 社 2 隻体制となり、8 月 4 日時点で 41 頭を捕殺している¹⁷⁾。

2 社のうちの 1 社、IP Útgerð 社（およびその前身¹⁸⁾）が 2009 年から捕鯨船 *Hrafnreyður*¹⁹⁾ を保有し操業、2016 年からは Runo 社が捕鯨船 *Rokkarinn* を用いて操業している²⁰⁾。なお、IP Útgerð 社の社長が鯨肉加工販売会社の IP Dreifing 社²¹⁾ の社長を兼務し、同社が Runo 社の鯨肉を含めてアイスランド国内の全てのミンククジラ肉の加工および流通にかかわっている²²⁾。

Hrafnreyður は、1973 年建造で、全長 26.72 m、総トン数 159.56 t であり²³⁾、ノルウェーの Kongsberg 社製 50 mm 捕鯨砲を装備している（写真 3）。一方、*Rokkarinn* は、1988 年建造で、全長 14.42 m、総トン数 21.44 t であり²⁴⁾、写真を見る限り、*Hrafnreyður* と比べてかなり小型である。

Hrafnreyður には 4 人が乗り組む。船長兼砲手 1 人、機関士 2 人、その他 1 人である。全員が漁期中の季節雇用で、基本給に加えて出来高（捕殺数）に応じてボーナスが支給される。1 回の出漁で 2 頭程度の捕殺をめざす。条件がよ



写真 3 ミンククジラ捕鯨船 *Hrafnreyður*（2016 年）

ければ、洋上で2~3日滞在することもある。2016年漁期の最高は、1回の出漁で5頭の捕殺であった。洋上で解体を実施し、プラスチック製容器に鯨肉を入れ、氷蔵し、持ち帰る。

2016年漁期は、4月21日に解禁、漁期は6か月間である。同漁期中、2隻で大体50頭程度の捕殺をめざしている。50頭程度捕殺すれば、国内需要を賄えるため、2014年（24頭捕殺）、2015年（29頭捕殺）のようにノルウェー



写真4 ミンククジラ肉のステーキ（2016年）

から鯨肉を輸入する必要はない。また、TACが229頭であるため、2隻間で個別割当を実施していないが、過当競争にはならないとのことであった。

会社別水産物水揚げ資料によれば、*Hrafnreyður* は6月9日から7月26日までの間に、計9回、3万4182kgのミンククジラ肉を²⁵⁾、*Rokkarinn* は5月31日から7月20日までの間に、計8回、2万3876kgのミンククジラ肉を水揚げしている²⁶⁾。両船間の水揚げ比率は大体6対4、個別割当なしでも、船の規模に応じた形で、それなりに捕殺調整が取れているのであろう。計41頭で肉量5万8058kg、一頭当りにすれば、おおよそ1416kgとなる。資料には「*hrefna*」²⁷⁾と記されているだけなので、本数値が赤肉類だけなのか、それとも脂皮ほか白手物類を含んでいるかは不明である²⁸⁾。

ミンククジラ肉の国内流通を取り扱うIP Dreifing社の社長によれば、「近年、ミンククジラ肉を取り扱うレストランは増えている。観光客のよく集まるレイキャヴィクの中心街においても、5~6軒のレストランがミンククジラ肉料理を提供している」とのことであった。実際、筆者も2週間のレイキャヴィク滞在中に3軒のレストランにおいて、ミンククジラ肉の刺身、酢漬け、燻製、ステーキを食べることができた（写真4）。観光客を中心にではあるが、ミンククジラ肉料理に一定の需要があるのは、確かであろう。筆者が試食した範囲では、提供されていたのは全て赤肉類であった。

2007年に鯨肉製品を取り扱うレストラン、スーパーマーケット、商店は僅か50軒程度であったが、2010年には100軒以上になっている²⁹⁾。このような状況を危惧した反捕鯨団体のIFAW（International Fund for Animal Welfare）は、2010年春より、アイスランド・ホエール・ウォッチング協会（The Icelandic Whale Watching Association）と共に観光客に鯨肉料理を食べないことを求める「Meet Us, Don't Eat Us」キャンペーンを開始し、ウェブ・ページによれば、キャンペーン開始以降、観光客による鯨肉料理の消費は半分に減ったとその成果を謳っている³⁰⁾。

実際のところはどうかであろうか。観光客1500人を対象としたアンケートによれば、ホエール・ウォッチング客の19%は、ホエール・ウォッチングに行く前に、すでに鯨肉料理を味わっているとの結果が出ている³¹⁾。鯨類に思い入れや関心があり、お金を払って鯨見物に出かける人でも、その一定割合は、鯨肉料理を食べるのである。鯨類に特に思い入れのない一般観光客

は、多分もっと鯨肉料理を食べるであろう。観光客が増えれば、必然的に鯨肉料理を食べる観光客も増えると考えるのが普通である。2005年に37万4127人であったアイスランドへの観光客は、2010年は48万8622人、2015年には128万9140人と大幅に増加している³²⁾。商業捕鯨とは、利潤を追求する捕鯨である。需要が少なく、利潤が出ないと考えるのであるならば、2016年に捕鯨会社1社が新規参入してくるはずはない。近年、ミンククジラ肉への需要が高まっていると考えると差し支えないであろう。

3. アイスランド捕鯨の課題

本章においては、アイスランド捕鯨の問題点および課題を取り上げる。ナガスクジラ捕鯨については国際的な課題が、ミンククジラ捕鯨については国内的な課題がある。

3.1. ナガスクジラ捕鯨

アイスランドにおいては、塩漬けにされたナガスクジラの脂皮は冬季の休暇期間中に伝統的に消費されてきたが³³⁾、ナガスクジラ肉は「きめが粗すぎる」と考えられているので、一般的には消費されない³⁴⁾。むしろ、アイスランド人は肉色がより黒味がかかったミンククジラ肉を好むとされている (Brydon 1991: 304)。アイスランドが商業捕鯨を再開した後、Hvalur社は2006年にナガスクジラを7頭捕殺し、2009年に125頭を捕殺することにより (表1)、ナガスクジラの商業捕鯨に復帰したが、捕殺したナガスクジラのほとんどが日本向けの輸出に当てられている。

アイスランド産ナガスクジラ産物の日本への輸出は、2008年の試験的輸出の後、2010年に本格開始され、2014年6月までの間に5547万t以上が輸出されている (AWI, EIA and WDC 2014: 9)。日本による南極海における鯨類捕獲調査について、国際司法裁判所が2014年3月に科学的研究のための捕鯨に該当しないとする判決を下したため (児矢野 2014: 43)、2014年度の南極海での捕獲調査が中止に至ったことが、アイスランド産ナガスクジラ産物の日本への輸出の追い風となった。2013年度の南極海における鯨類捕獲調査では、クロミンククジラ251頭が捕殺されたが³⁵⁾、2014年度はゼロとなった。もっとも、南極海における日本の鯨類捕獲調査は、国際司法裁判所判決の主旨を受け入れたうえで、2015年度には再開され、同年度はクロミンククジラ333頭が捕殺されている³⁶⁾。2016年度以降も、最大限333頭捕殺される計画となっている。

その一方、2011年3月の東日本大地震およびそれが引き起こした大津波災害による日本経済の悪化のため、Hvalur社は2011年、2012年のナガスクジラ捕鯨を中止しており³⁷⁾、また2016年は、上述のように鯨産物に含まれるPCB、水銀などの残留物に対する検査実施をめぐる日本側との対立から、同様に捕鯨を中止するなど (2.2. 参照)、Hvalur社のナガスクジラ捕鯨は、日本の社会経済情勢に左右される外需依存型の構造となっている (もっとも、捕鯨を数年間中止したとしても、Hvalur社は持ちこたえられる経営基盤があるとも考えられる)。同様に、日本で活動する反捕鯨団体の圧力に屈して、日本の主要スーパーマーケット・チェーンおよび大手インター

ネット物販サイトが鯨産物の取り扱いを中止したことも（AWI, EIA and WDC 2014: 11）、Hvalur 社に与えた影響は大きい³⁸⁾。

また、アイスランドから日本への鯨産物の船舶による輸送も海外の反捕鯨団体の攻撃目標となっている。2013年7月、反捕鯨団体の圧力を受け、ロッテルダムとハンブルクの港湾当局が、Hvalur 社の日本向けの鯨産物船荷の取り扱いを拒否、同船荷はアイスランドに引き返すこととなった（AWI, EIA and WDC 2014: 11）。その影響を受け、アイスランド国内および国際船荷会社は、今後の鯨産物の引き受けを拒否することとなった（AWI, EIA and WDC 2014: 11）。その結果、Hvalur 社は、鯨産物輸送のために別途船舶をチャーターし、同船は2014年3月にアイスランドを出港、ヨーロッパの港に立ち寄らず、インド洋でモーリシャスに寄港しただけで（AWI, EIA and WDC 2014: 11）、同年5月に大阪に到着している³⁹⁾。

2015年は、このような混乱を避けるため、Hvalur 社は、船舶をチャーターしたうえで、初めて北極海航路を使用した。2015年6月、鯨産物1700t超を搭載し、アイスランドを出港したHvalur 社のチャーター船は、ノルウェーのトロムズで北極海航路が融解するのを5週間待ち、同航路を経由して、同年9月に大阪に到着した⁴⁰⁾。アイスランド、ノルウェー、ロシア、日本と捕鯨国沿いに進めば、まず反捕鯨団体に妨害される恐れはない。しかしながら、この北極海航路は地球温暖化を前提にしている。北極海が寒冷化し、夏場に氷が融解しなくなれば、本航路は使用できなくなる。別のリスクを伴った航路である。

Hvalur 社がナガスクジラ捕鯨を継続実施するためには、日本側当局との鯨産物の検査実施をめぐる交渉、日本国内での安定した販路の確保、安全確実な日本への輸送手段の確立などの課題を抱えているのである。

3.2 ミンククジラ捕鯨

アイスランドのFaxaflói湾は、ミンククジラを対象とする捕鯨とホエール・ウォッチングが、海図上の一本線を隔てて並存している世界唯一の海域である。首都レイキャヴィクの外側に広がるFaxaflói湾の陸域に隣接する一定海域がホエール・ウォッチング専用海域とされ、その外側で捕鯨が実施されている。ホエール・ウォッチング海域と捕鯨海域との間には、緩衝海域はない。従って、「ある瞬間にホエール・ウォッチング客に目撃されたミンククジラが、次の瞬間に捕鯨船に捕殺されるということも十分起こりうる」⁴¹⁾のである。

2013年5月、政権交代のため退任する漁業大臣は、最後の置き土産として、ホエール・ウォッチング専用海域を拡大した⁴²⁾。同年7月、後任の漁業大臣は前任者の決定を取り消し、ホエール・ウォッチング専用海域を元に戻した⁴³⁾。政治家を巻き込んだホエール・ウォッチング業界と捕鯨業界の綱引きの一つの結果であった。

2016年8月に面談したアイスランド・ホエール・ウォッチング協会事務局長から、現在の活動の主要目標の一つが、ホエール・ウォッチング専用海域を、一度拡大されてその後取り消された海域まで再拡大することであり、そのためにロビー活動を行っているとの話を聞いた。ホエー

ル・ウォッチング専用海域が再拡大されれば、現在捕殺されているミンククジラの85%は救済されるということであった。

アイスランドでは、2016年8月現在、Independence Party と Progressive Party の2党が連立政権を組んでいる。両政党共、基本的には捕鯨推進の立場である。2016年4月、「パナマ文書」に名前が出たため、Progressive Party 所属の首相が退任し、同党所属議員（上述のホエール・ウォッチング専用海域の拡大を取り消した漁業大臣）が後継首相となっている⁴⁴⁾。その「パナマ文書」の影響により、総選挙日程が繰り上げられ（本来は2017年実施）、2016年10月29日実施となった。総選挙結果により、政権交代（あるいは、政権の組み換え）が起こったならば、ホエール・ウォッチング専用海域の再拡大もありうるかもしれないのである⁴⁵⁾。

また、ホエール・ウォッチング専用海域が再拡大し、ホエール・ウォッチング推進派が力を得たならば、前章で取り上げた反捕鯨団体の IFAW とアイスランド・ホエール・ウォッチング協会が2010年より展開している観光客に鯨肉料理を食べないことを求める「Meet Us, Don't Eat Us」キャンペーンも（2.3. 参照）、勢いを増すかもしれないのである。

国際的な不安定要因を抱えているナガスクジラ捕鯨会社の Hvalur 社同様、現政権与党2党とつながりのあるミンククジラ捕鯨会社2社⁴⁶⁾も国内政治による不透明な将来を抱えているのである。

おわりに

本稿においては、アイスランド捕鯨の歴史的事実と現況を把握したうえで、アイスランド捕鯨の実態の解明を試みてきた。その結果、ナガスクジラ捕鯨は日本への輸出志向であること、ミンククジラ肉の国内需要については、観光客の消費が重要な要素を占めていることなどが、明らかになった。しかしながら、今回の現地調査は、首都レイキャヴィク周辺だけで実施したので、ミンククジラ捕鯨の伝統がある北部沿岸地域におけるミンククジラ産物の消費については、未解明のままである。今後は、アイスランド北部沿岸地域においても現地調査を実施し、アイスランド捕鯨のさらなる理解に向けて取り組んでいきたい。

謝辞

本研究は、平成28年度科学研究費補助金（基盤研究（A））・課題番号15H02617「グローバル化時代の捕鯨文化に関する人類学的研究」（研究代表者・岸上伸啓国立民族学博物館教授）の助成を受けています。

注

- 1) 「hvalur」とは、アイスランド語で「鯨」を意味する。以下、出典が明示されていない Hvalur 社にかかる叙述については、2016年7月に面談した Hvalur 社、Kristján Loftsson 社長からの聞き取りによる。
- 2) 「Hvalfjörður」とは、アイスランド語で「鯨フィヨルド」を意味する。かつては同フィヨルドに鯨が多くいたのかもしれない。

- 3) 表1の作成に用いた資料は次のとおり。IWC (1978: 10 Table 6; 1979: 11 Table 6; 1980: 14 Table 6; 1981: 7 Table 5; 1982a: 6 Table 5; 1983a: 10 Table 5; 1984: 2 Table 2; 1985: 1 Table 2; 1986a: 1 Table 2; 1987: 1 Table 2; 1988: 1 Table 1; 1989: 1 Table 1; 1990: 1 Table 1; 1991: 1 Table 1; 2005: 111; 2006: 115; 2007: 124; 2008: 111; 2009: 120; 2010: 125; 2011: 106; 2012: 102; 2013: 121; 2016a: 96)、Sigurjónsson (1982: 292 Table 2; 1988: Table 1) および Petra Hucke, “Fin whaling season concludes” *Iceland Review*, September 25, 2014. <<http://icelandreview.com/news/2014/09/25/finwhaling-season-concludes>> Accessed December 5, 2014. Eygló Svala Arnarsdóttir, “Whaling season concludes in Iceland” *Iceland Review*, October 1, 2015. <<http://icelandreview.com/news/2015/10/01/whaling-season-concludes-iceland>> Accessed October 5, 2015.
- 4) 『国際捕鯨取締条約』第5条第3項に、国際捕鯨委員会が条約締約国に附表修正を通知してから90日以内に、締約国が異議申し立てを行えば、当該国には修正の効力は生じないとの規定がある (IWC 2016b: 335)。
- 5) <http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf> Accessed August 16, 2016.
- 6) 先住民生存捕鯨については、浜口 (2016) を参照のこと。
- 7) 『条約法に関するウィーン条約』第19条では「留保の表明」について、第23条では「留保に関連する手続き」についての説明がなされている (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S56-0581_1.pdf> Accessed August 17, 2016)。
- 8) アメリカ、アラスカ州に居住する先住民イヌピアットによる先住民生存捕鯨としてのホッキョククジラ捕鯨の捕殺枠が否決されるに至った経緯については、別のところで論じている (浜口 2016: 123–125 参照)。
- 9) 筆者は2016年7月下旬から8月上旬にかけて約2週間、アイスランドにおいて現地調査を実施した。現地調査の実施に際しては、小松正之先生 (東京財団・上席研究員)、Kristján Loftsson さん (Hvalur 社・社長) から、ご助言・ご協力を受けました。記して謝意を表します。
- 10) アイスランド大陸棚海域に生息するミンククジラの最も好む餌はイカナゴ、ニシン、シシヤモであったが、1990年代半ば以降の同海域における海水温の上昇と大西洋暖流の同海域への流入により、シシヤモは北方に移動し、イカナゴは崩壊した (Vikingsson et al. 2015: 1–2, 15)。この餌類の変化に対応するため、多くのミンククジラもアイスランド大陸棚海域から去ったと考えられている (Vikingsson et al. 2015: 11, 16)。
- 11) 2015年の年間捕殺枠154頭に加えて、前年の未消化捕殺枠の20%が次年への繰越が認められている (AWI, EIA and WDC 2014: 4)。2014年の捕殺数は137頭であった (Petra Hucke, “Fin whaling season concludes” *Iceland Review*, September 25, 2014. <<http://icelandreview.com/news/2014/09/25/fin-whaling-season-concludes>> Accessed December 5, 2014.
- 12) Hvalur 8 RE-388 <<http://sax.is/?gluggi=skip&id=117>> Accessed August 19, 2016. Singurjónsson (1988: 329 Table 2).
- 13) Hvalur 9 RE-399 <<http://sax.is/?gluggi=skip&id=997>> Accessed August 19, 2016. Singurjónsson (1988: 329 Table 2).
- 14) “Japan market forces halt to Iceland whaling” *Iceland Monitor*, February 25, 2016. <http://icelandmonitor.mbl.is/news/nature_and_travel/2016/02/25/japan_market_forces_halt_to_iceland_whaling/> Accessed February 26, 2016.
- 15) 水産庁関係者からの2016年5月15日付け私信。
- 16) CITES とは、Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (『絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約』)、通称『ワシントン条約』のことである。ナガスクジラはCITES「附属書I」に記載されており、商業取引は原則的に禁止されている (外務省「ワシントン条約」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>> Accessed August 23, 2016)。しかしながら、日本とアイスランドは、ナガスクジラの「附属書I」記載には留保を付して

- おり、両国間の商業取引は可能である (CITES, Reservations Entered by Parties <<http://cites.org/sites/default/files/eng/app/2015/E-Reserv-2015-06-05.pdf>> Accessed August 23, 2016)。但し、日本への輸入に際しては、経済産業大臣の輸入承認が必要となる (経済産業省「ワシントン条約について」<http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_about.html> Accessed August 23, 2016)。
- 17) 本節 (2.3.) における出典が明示されていない 2015 年、2016 年のミンクジラ捕鯨にかかる叙述については、2016 年 8 月に面談した IP Útgerð 社、Gunnar Bergmann Jónsson 社長からの聞き取りによる。
 - 18) 「útgerð」とは、アイスランド語で「漁業会社」を意味する。2009 年以降、その前身会社から何度か会社形態および社名を変更し、現在の IP Útgerð 社に至っている。但し、その間も社長は同一人物である。
 - 19) 「hrafreyður」とは、アイスランド語で「ミンクジラ」を意味する。なお、アイスランド語でミンクジラを表す一般的な言葉は「hrefna」である。
 - 20) Rokkarinn KE-16 <<http://www.sax.is/?gluggi=skip&id=1850>> Accessed August 19, 2016.
 - 21) 「dreifing」とは、アイスランド語で「流通、循環、拡散」を意味する。
 - 22) IP Útgerð 社および IP Dreifing 社の社長の父親が、現職の国会議員で連立与党 Independence Party の一員である。捕鯨推進派として知られている。ホエール・ウォッチング事業関係者から、2016 年から捕鯨に新規参入した Runo 社も、もう一方の連立与党である Progressive Party と強い関係があるという話を聞いたが、本件については未確認である。
 - 23) Hrafnreyður KÓ-100 <<http://www.sax.is/?gluggi=skip&id=1324>> Accessed August 19, 2016.
 - 24) 注 20) 参照。
 - 25) IP Útgerð ehf. <<http://www.sax.is/?gluggi=utgerd&id=5798>> Accessed August 19, 2016.
 - 26) Runo ehf. <<http://www.sax.is/?gluggi=utgerd&id=3838>> Accessed August 19, 2016.
 - 27) 注 19) 参照。
 - 28) 日本の第 14 次 (2007 年) 北西太平洋鯨類捕獲調査 (沖合調査) で得られたミンクジラ 100 頭の副産物は、赤肉類および白手物類をあわせて 257.8 t であった。1 頭当りにすれば、2578 kg となる (日本鯨類研究所「第 14 次北西太平洋鯨類捕獲調査 (沖合調査) で得られた調査副産物の販売について」(平成 19 年 10 月 18 日) <<http://www.icrwhale.org/02-A-67.htm>> Accessed July 23, 2009)。
 - 29) WDC, “Whaling in Iceland” <<http://uk.whales.org/en/issues/whaling-in-iceland>> Accessed September 2, 2013.
 - 30) The Icelandic Whale Watching Association, “Meet Us Don’t Eat Us” <<http://icewhale.is/about-icewhale/>> Accessed August 13, 2016.
 - 31) Anna Andersen, “Whale watching tourists eating whale: anti-whaling advocate Sigursteinn Másson interviewed” *Reykjavík Grapevine*, May 24, 2011. <<http://www.grapevine.is/Home/ReadArticle/Whale-Watching-Tourists-Eating-Whale>> Accessed September 1, 2013.
 - 32) The Icelandic Tourist Board, “Numbers of Foreign Visitors” <<http://ferdamalastofa.is/en/research-and-statistics/numbers-of-foreign-visitors>> Accessed August 20, 2016.
 - 33) WDCS, “Icelandic Whaling” <http://www.wdcs.org/submissions_bin/Iceland-whaling.pdf> Accessed September 14, 2013.
 - 34) “Whale hunting stopped—for now” *Iceland Review*, November 3, 2006. <<http://icelandreview.com/news/2006/11/03/whale-hunting-stopped-now>> Accessed December 8, 2014.
 - 35) 水産庁「平成 25 年度南極海鯨類捕獲調査の調査航海の終了について」(平成 26 年 4 月 8 日) <<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/enyou/140408.html>> Accessed August 23, 2016.
 - 36) 水産庁「平成 27 年度南極海鯨類科学調査の航海終了について」(平成 28 年 3 月 28 日) <<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/enyou/160324.html>> Accessed August 23, 2016.
 - 37) “Whale Hunting to Recommence in Iceland” *Iceland Review*, May 3, 2013. <<http://icelandreview.com/news/2013/05/03/whale-hunting-recommence-iceland>> Accessed August 23, 2016.

- 38) Kristján Loftssonさんは、ある大手スーパーマーケット・チェーンの名前をあげて、鯨産物の取り扱いを中止したことについて不満を述べていた。
- 39) Zoë Robert, “Ship Carrying Icelandic Whale Meat Arrives in Japan” *Iceland Review*, May 8, 2014. <<http://icelandreview.com/news/2014/05/08/ship-carrying-icelandic-whale-meat-arrives-japan>> Accessed December 5, 2014.
- 40) Aléx Elliott “Icelandic Fin Whale Meat on the Move Again” *Iceland Review*, August 3, 2015. <<http://icelandreview.com/news/2015/08/03/icelandic-fin-whale-meat-move-again>> Accessed August 6, 2015. “Icelandic whale meat makes it to Japan” *Iceland Monitor*, September 1, 2015. <http://icelandmonitor.mbl.is/news/news/2015/09/01/icelandic_whale_meat_makes_it_to_japan/> Accessed February 26, 2016.
- 41) “Iceland minkes in danger of straying into hunting zones” *Iceland Monitor*, July 27, 2016. <http://icelandmonitor.mbl.is/news/nature_and_travel/2016/07/27/Iceland_minkes_in_danger_of_straying_into_hunting_z/> Accessed July 29, 2016.
- 42) “Whale Reserve in Southwest Iceland Extended” *Iceland Review*, May 23, 2013. <<http://icelandreview.com/news/2013/05/23/whale-reserve-southwest-iceland-extended>> Accessed August 23, 2016.
- 43) “Minke Whaling Zone in Southwest Iceland Extended” *Iceland Review*, July 8, 2013. <<http://icelandreview.com/news/2013/07/08/minke-whaling-zone-southwest-iceland-extended>> Accessed August 23, 2016.
- 44) 「アイスランド首相辞任、憤る国民、資産隠し疑惑」『日本経済新聞』（2016年4月6日）<http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM06H51_W6A400C1FF2000/> Accessed August 27, 2016.
- 45) 2016年7月29日実施の世論調査によれば、Independence Partyは支持率第1位を維持しているが、Progressive Partyは第4位に後退している（“Leader of Iceland’s right not keen on coalition with Pirates” *Iceland Monitor*, August 26, 2016. <<http://icelandmonitor.mbl.is/news/politics-and-society/2016/08/26/leader-of-iceland-s-right-not-keen-on-coalition-wit/>> Accessed August 26, 2016）。
- 46) 注22) 参照。

文献

- AWI (Animal Welfare Institute), EIA (Environmental Investigation Agency) and WDC (Whale and Dolphin Conservation)
- 2014 *Slayed in Iceland: the Commercial Hunting and International Trade in Endangered Fin Whales*. London: EIA.
- Brydon, Anne
- 1991 *The Eye of the Guest: Icelandic National Discourse and the Whaling Issue*. Ph.D. Dissertation. Montreal: McGill University.
- Einarsson, Niels
- 1993 All Animals Are Equal but Some Are Cetaceans: Conservation and Culture Conflict. In Kay Milton (ed.) *Environmentalism: The View from Anthropology*. London: Routledge, pp.73–84.
- 浜口 尚
- 2016 『先住民生存捕鯨の文化人類学的研究—国際捕鯨委員会の議論とカリブ海バクウェイ島の事例を中心に—』東京：岩田書院。
- Ívarsson, Jóhann Viðar
- 1994 *Science, Sanctions and Cetaceans: Iceland and the Whaling Issues*. Translated from Icelandic by Jeffrey Cossier. Reykjavik: Centre for International Studies, University of Iceland.
- IWC (International Whaling Commission)
- 1955 Sixth Annual Report. *Report of the International Whaling Commission* 6: 1–7.
- 1960 Appendix III: Chairman’s Report of the Eleventh Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 11: 15–23.

- 1977a Chairman's Report of the Twenty-Seventh Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 27: 6–15.
- 1977b Chairman's Report of the Twenty-Eighth Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 27: 22–35.
- 1978 International Whaling Commission Report 1976–77. *Report of the International Whaling Commission* 28: 6–10.
- 1979 International Whaling Commission Report 1977–78. *Report of the International Whaling Commission* 29: 7–11.
- 1980 International Whaling Commission Report 1978–79. *Report of the International Whaling Commission* 30: 10–14.
- 1981 International Whaling Commission Report 1979–80. *Report of the International Whaling Commission* 31: 3–7.
- 1982a International Whaling Commission Report 1980–81. *Report of the International Whaling Commission* 32: 3–7.
- 1982b Chairman's Report of the Thirty-Third Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 32: 17–42.
- 1983a International Whaling Commission Report 1981–82. *Report of the International Whaling Commission* 33: 7–10.
- 1983b Chairman's Report of the Thirty-Fourth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 33: 20–42.
- 1984 International Whaling Commission Report 1982–83. *Report of the International Whaling Commission* 34: 1–5.
- 1985 International Whaling Commission Report 1983–84. *Report of the International Whaling Commission* 35: 1–2.
- 1986a International Whaling Commission Report 1984–85. *Report of the International Whaling Commission* 36: 1–3.
- 1986b Chairman's Report of the Thirty-Seventh Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 36: 10–29.
- 1987 International Whaling Commission Report 1985–86. *Report of the International Whaling Commission* 37: 1–3.
- 1988 International Whaling Commission Report 1986–87. *Report of the International Whaling Commission* 38: 1–3.
- 1989 International Whaling Commission Report 1987–88. *Report of the International Whaling Commission* 39: 1–2.
- 1990 International Whaling Commission Report 1988–89. *Report of the International Whaling Commission* 40: 1–2.
- 1991 International Whaling Commission Report 1989–90. *Report of the International Whaling Commission* 41: 1–2.
- 1992 Chairman's Report of the Forty-Third Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 42: 11–50.
- 2002 Chair's Report of the 53rd Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2001: 5–46.
- 2003 Chair's Report of the 54th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2002: 5–53.
- 2004 Chair's Report of the 5th Special Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission*

- 2003: 139–146.
- 2005 Annex J: Catches by IWC Member Nations in the 2003 and 2003/2004 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2004: 111.
- 2006 Annex J: Catches by IWC Member Nations in the 2004 and 2004/2005 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2005: 115.
- 2007 Annex I: Catches by IWC Member Nations in the 2005 and 2005/2006 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2006: 124.
- 2008 Annex H: Catches by IWC Member Nations in the 2006 and 2006/2007 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2007: 111.
- 2009 Annex K: Catches by IWC Member Nations in the 2007 and 2007/2008 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2008: 120.
- 2010 Annex K: Catches by IWC Member Nations in the 2008 and 2008/2009 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2009: 125.
- 2011 Annex K: Catches by IWC Member Nations in the 2009 and 2009/2010 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2010: 106.
- 2012 Annex I: Catches by IWC Member Nations in the 2010 and 2010/2011 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2011: 102.
- 2013 Annex I: Catches by IWC Member Nations in the 2011 and 2011/2012 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2012: 121.
- 2016a Annex J: Catches by IWC Member Nations in the 2012 and 2013 Seasons. *Report of the 65th Meeting of the International Whaling Commission* 2014: 96.
- 2016b International Convention for the Regulation of Whaling. *Report of the 65th Meeting of the International Whaling Commission* 2014: 333–335.
- Jónsson, J.
- 1965 Whales and Whaling in Icelandic Waters. *Norsk Hvalfangst-Tidende* 11: 245–253.
- 見矢野マリ
- 2014 「国際行政法の観点からみた捕鯨判決の意義」『国際問題』636: 43–58.
- MRI (Marine Research Institute)
- 2012 *State of Marine Stocks in Icelandic Waters 2011/2012, Prospects for the Quota for Year 2012/2013*. Reykjavík: Marine Research Institute.
- 2013 *State of Marine Stocks in Icelandic Waters 2012/2013, Prospects for the Quota for Year 2013/2014*. Reykjavík: Marine Research Institute.
- 2014 *State of Marine Stocks in Icelandic Waters 2013/2014, Prospects for the Quota for Year 2014/2015*. Reykjavík: Marine Research Institute.
- Pálsson, Gísli and Agnar Helgason
- 1995 Figuring Fish and Measuring Men: the Individual Transferable Quota System in the Icelandic Cod Fishery. *Ocean & Coastal Management* 28: 117–146.
- Singurjónsson, Jóhann
- 1982 Icelandic Minke Whaling 1914–1980. *Report of the International Whaling Commission* 32: 287–295.
- 1988 Operational Factors for the Icelandic Large Whale Fishery. *Report of the International Whaling Commission* 38: 327–333.
- 1997 Whale Resources in the North Atlantic and the Concept of Sustainability. In Guðrún Pétursdóttir (ed.), *Whaling in the North Atlantic*. Reykjavík: Fisheries Research Institute, University of Iceland, pp.17–32.
- Tønnessen, J. N. and A. O. Johnsen
- 1982 *The History of Modern Whaling*. Translated from Norwegian by R. I. Christophersen. Berkeley and Los

Angels: University of California Press.

Vikingsson, G. A., Pike, D. G., Valdimarsson, H., Schleimer, A., Gunnlaugsson, T., Silva, T., Elvarsson, B. Þ., Mikkelsen, B., Øien, N., Desportes, G., Bogason, V. and P. S. Hammond

2015 Distribution, Abundance, and Feeding Ecology of Baleen Whales in Icelandic Waters: Have Recent Environmental Changes Had an Effect? *Frontiers in Ecology and Evolution* 3(6): 1–18.

[付記]

本稿中、2016年8月4日時点におけるミンクジラの捕殺数を41頭と表記しているが(130頁)、再校段階で2016年漁期終了時の捕殺数が46頭であるとの情報を入手したので、その旨を付記しておく。

[はまぐち ひさし 文化人類学]